

平成 26 年 3 月 吉日

お客様 各位

一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所

消費税法の改正に伴う検査料金等の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当研究所では平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5% から 8% に改定されることに伴い、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成 26 年 3 月 31 日までに受付（検査品の受理を含む）を完了した場合

現行消費税率を適用した 5% でご請求させていただきます。

2. 平成 26 年 4 月 1 日以降にご依頼いただく検査

改正消費税法に基づき、新消費税 8% でご請求させていただきます。

【お問い合わせ先】

東京食品技術研究所 管理部

TEL 03-3934-5821